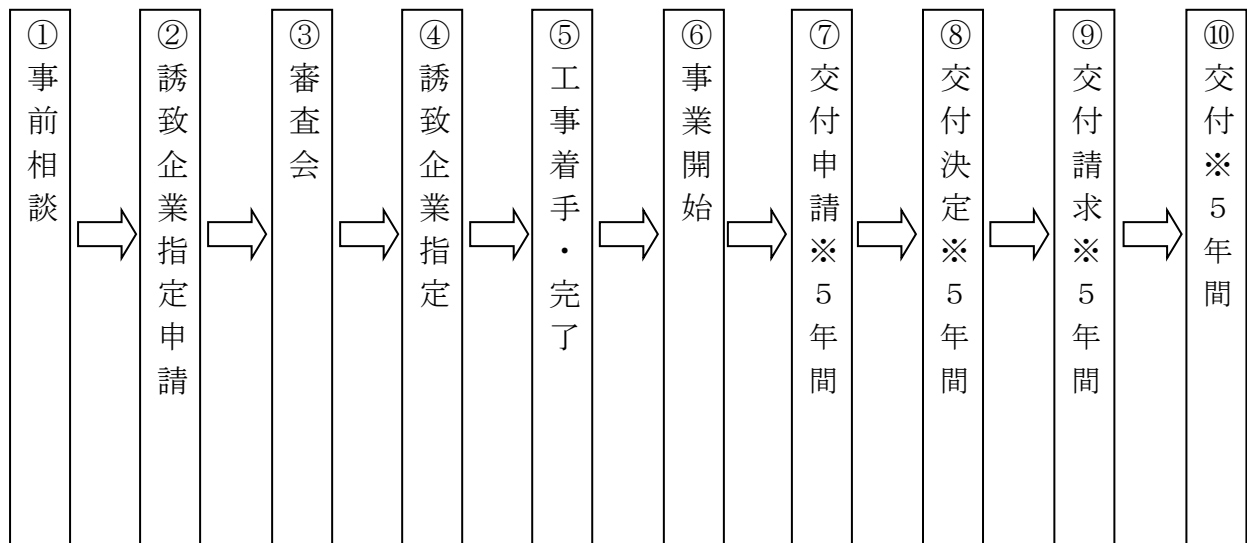


◎室戸市企業誘致推進奨励金の交付手順（フロー）

室戸市企業誘致推進奨励金の交付を希望される企業は、室戸市から事業所立地前に誘致企業の指定を受けることが要件となりますので、ご注意ください。

また、課税免除の適用が受けられる場合は、その適用を優先し、奨励金は、その差額分について適用することになります。

※（例）5年間のうち3年間課税免除の適用が受けられる場合、その3年間は、課税免除を除いた差額分について奨励金を交付します。



★①②⑤⑥⑦⑨は企業に行ってください。

◎企業にご提出いただく書類（番号は上記と連動しています。）

- | | |
|-----------|---|
| ①事前相談 | ・ 事業計画書 |
| ②誘致企業指定申請 | ・ 誘致企業指定申請書（別記様式第1号） |
| | ・ 事業実施計画書 |
| | ・ 事業所の位置図、設計計画図及び平面図 |
| | ・ 事業所概要調書 |
| | ・ 登記事項証明書（法人の場合に限る。） |
| | ・ 住民票の写し（個人の場合に限る。） |
| | ・ 定款又は規約（法人の場合に限る。） |
| | ・ 投下固定資産の取得予定金額が確認できる書類 |
| | ・ 新規雇用従業者の予定人数が確認できる書類 |
| | ・ 環境の保全に関し法令等により届出等が義務付けられているものについては当該届出等の写し。それ以外のものについては、室戸市との環境保全協定書の写し |
| | ・ 租税及び本市公課の滞納がないことが確認できる書類 |
| | ・ 借地契約書の写し（借地の場合に限る。） |
| | ・ その他市長が必要と認める書類 |
| ⑤工事着手・完了 | ・ 工事着手届（別記様式第3号） |

⑥事業開始

⑦交付申請

- ・ 工事完了届（別記様式第4号）
- ・ 事業開始届（別記様式第6号）
- ・ 交付申請書（別記様式第8号）
- ・ 新規雇用従業者が確認できる書類
- ・ 納税証明書
- ・ その他市長が必要と認める書類

⑨交付請求

- ・ 請求書（別記様式第10号）